

## 西宮市市民交流センター複写機等取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市市民交流センター条例施行規則（平成14年西宮市規則第24号。以下「規則」という。）第7条別表第1に規定する印刷機及び複写機（以下「複写機等」という。）の使用について必要な事項を定める。

### (利用の申込)

第2条 複写機等の使用を希望する者は、複写機等使用申込書に必要事項を記入の上、施設管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、以下のいずれかに該当する場合に限り行うことができる。

- (1) 国若しくは地方公共団体、又は西宮市市民交流センター条例（平成14年西宮市条例第6号）第1条に規定する団体のうち市長が認める団体が、その活動に必要な資料を複写又は印刷する場合
- (2) センターのホール、体育室、各会議室、和室、調理室、及び茶室の使用許可を受けた者が、その許可を受けた使用目的・内容に必要な資料を複写する場合

### (使用条件)

第3条 複写機等の使用に当たっては、次の条件を付する。

- (1) 規則第7条別表第1に規定する使用料は、原則として使用の都度納入するものとする。
- (2) 複写機を使用する場合は備え付けの用紙を使用し、印刷機を使用する場合は、利用者が持ち込む用紙を使用するものとする。
- (3) 複写機等は、原則として利用者が操作するものとし、必要に応じて職員の指示に従うものとする。

### (複写の制限)

第4条 次の各号の一に該当するときは、資料の複写を許可しない。

- (1) 法令により、保護された著作権者の権利を侵害するもの
- (2) その他市長が、複写を不適當と認めるもの

### 付 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

### 付 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。